

資料 1

市民意見提出制度（パブリック・コメント）

第 3 次久喜市障がい者計画・第 7 期久喜市障がい福祉 計画・第 3 期久喜市障がい児福祉計画（案）に対する 意見募集の実施結果

第 3 次久喜市障がい者福祉計画・第 6 期久喜市障がい福祉計画・第 2 期久喜市障がい児福祉計画（案）（案）に対する意見募集を実施したところ、19 件の意見が提出されましたので、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。なお、意見は内容ごとに集約させていただきます。

意見提出期間	令和 5 年 1 2 月 1 日（金曜日）～令和 6 年 1 月 4 日（木曜日）
意見件数	5 人 1 9 件

○提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等

番号	意見の概要	市の考え方	条例案（計画案）への反映
1	第 1 章 計画策定について 1 計画策定の背景と趣旨の「我が国は、障がい者が日常生活や社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するのではなく、障がいのない人を前提としてできあがった社会の作りや仕組みによって生じるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方に貫かれた障害者権利条約を、平成 26（2014）年 1 月に批准しました。」のところで、文章が長く、主語と述語の間が長い。社会モデルと書いてあるが、社会モデルとは何か？障害者権利条約は注釈があるからわかるが、それでもわかりにくい。	ご指摘の一文は、本計画策定にあたり、障がいによって分け隔てられることのない共生社会の実現に向けた本市の取り組みを明示する中で、「社会モデル」の考え方を説明したものとなっております。内閣府の資料から引用しておりますが、長文となり分かりにくくなってしまったようです。関連する「医学モデル」とともに用語解説集に追加し、説明の補足をさせていただきます。	用語集に追加します。
2	障がい者をいまだに偏見視する人が多くいます。私の息子も精神障がいを持っていますが、近所の人、その区内の人達もよけて通ります。本人も障がいになりたくてなった訳ではありません。	本計画において取り組むべき課題として「障がい・障がい者理解を深めるための啓発活動の強化」を挙げております。12 月 3 日～9 日の「障害者週間」には、市公式 SNS により、障がい者理解促進・啓発を行っております。	原案どおり

3	<p>私も障害者手帳4級を取ってから15年になり、これから歩けなくなって来たら自動車、バス、タクシー、その他の乗物にお世話になるためには色々と1人でも行ける方法を知っている方が良いと思い、1人で出かける事にしています。来年84才になりますが、タクシーとバス、電車を利用しようと思いますが、文化会館からの帰りのバスがなくて、音楽会に行きたくてもいけません。ので、よろしく御願います。</p>	<p>本計画において取り組むべき課題として「障がい者の社会参加を促進するための環境の整備」を挙げております。また、「分野7 生活環境」においても障がいのある方の外出時の困りごとの解消につながる交通バリアフリーを進め、安心の生活を地域で支える助け合いの仕組みを継続して推進していくことを掲載しております。</p>	原案のとおり
4	<p>身内に小学生の発達障害の子がいて、心配しています。学校に行ってみたらかなり多くいるのでびっくりです。これから親達はどのようにしていたら良いのでしょうか。</p>	<p>本計画において取り組むべき課題として「障がいのある児童・生徒等への支援」を挙げており、対応方針にございますとおり、通園・通学する発達障がい児に対する学びの支援体制の整備・充実を図ることを記載しております。</p> <p>なお、障がい者福祉課では『発達障がい児・者のための支援ガイド』を作成・配布しておりますので、参考にさせていただければと存じます。</p>	原案のとおり
5	<p>医療的ケア児の受け入れ対応出来る保育園、幼稚園、小・中学校をお願いします。</p> <p>※保育園に入れると言われ利用したのですが、看護師の体制、園の理解不足がかなり大きくやめざる得なくなった。医療的ケア児支援法案が施行されましたが親の復職も難しい。</p>	<p>令和3年に医療的ケア児支援法が制定されましたが、現状としては、医療的ケア児やそのご家族の生活を支えるための施策が十分とは言えません。子育て部門や教育部門との更なる連携が必要であると考えております。</p> <p>なお、埼玉県では、医療的ケア児やそのご家族からの相談窓口となる地域センターを設置しており、市町村や支援機関と連携し、医療的ケア児が安心して生活できる地域づくりを支援しております。また、本市におきましては、『医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック』の作成を通じて、医療的ケア児に対する理解促進に努めております。</p>	原案どおり

6	<p>医療的ケア児・者の学校卒業後の施設・環境不足の改善をお願いします。</p> <p>※現状としまして、医療的ケアの中でも最重度の方の卒業後の居場所は久喜市には残念ながらありません。県跨ぎで通っていたり(古河や関宿、野田)久喜市近隣の市町村へ親の送迎で行かなければなりません。(鴻巣、桶川、熊谷、白岡)親も歳を重ね送迎もかなり負担。久喜市には医療的ケア児・者は多くいます。地域で生きていける環境整備、施設の充実をお願いします。(医療的ケア対応の生活介護事業所、グループホーム、ショートステイ)</p> <p>※医療的ケアと言っても最重度の人工呼吸器や気管切開、酸素、導尿など</p>	<p>現状としましては、本市内における医療的ケア児・者に対応する施設は限られておりますが、医療的ケア児・者は増加傾向にあり、ニーズは高まっているものと認識しております。今後、新たに市内での事業展開を検討している事業所に対し、医療的ケア児・者に対するサービス提供についての情報提供を行い、新規事業所の開設を促してまいります。</p>	原案どおり
7	<p>医療的ケア児・者の防災・避難の対策、対応</p> <p>要支援者登録だけでは安心できない。自宅近隣の避難訓練等には中々参加出来ていない、市として医療的ケア児・者の為の防災避難訓練など企画して開催して欲しい。実際家に準備している物がどう使えて、何が必要なのか?当事者同士集まって、専門家の方々の意見交換など出来たら理解も深まると思います。また個別避難計画書も家族だけで作成するのではなく関わる方々と作ることが連携となると思います。</p>	<p>本計画において取り組むべき課題として「障がいの特性に配慮した災害発生時の避難等に関する対応」を挙げております。</p> <p>本市では、医療的ケア児に限らず、支援が必要な方に対する避難計画(個別避難計画)の策定について、支援者の協力を得ながら進めております。また、福祉避難所の指定を進め、避難生活に関する不安払しょくに努めます。</p> <p>なお、前出の『医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック』においては、災害時の対応や避難所等の情報を掲載しております。</p>	原案どおり
8	<p>◎ガソリン券の使える店舗を久喜市内全域にして欲しい。申請方法も見直しをお願いします。</p>	<p>自動車等燃料費利用券が利用できる店舗は、市と協定を結んでいる事業所に限られますが、今後、少しでも多くの事業所にご協力いただけるようお願いをしております。</p>	原案どおり

		申請方法につきましては、現在、窓口のみならず、郵送や電子申請でも受け付けており、市役所に来庁いただかなくても、申請や券の受け取りが可能となっております。	
9	<p>◎ユニバーサルシート付きトイレの設置、充実。</p> <p>車椅子用トイレはあっても、赤ちゃん用オムツ替え台があっても、肢体不自由の方が必要としている身体が大きくなった児・者のオムツ替え、着替え用のユニバーサルシートがありません。久喜市にも設置を増やして欲しい。</p>	<p>「分野7 生活環境」において、「民間施設バリアフリー化支援事業」を挙げております。</p> <p>民間施設のバリアフリー化を推進するため、集会所や店舗等のバリアフリー改修工事に対し、補助金を交付する制度があります。ユニバーサルシート設置も対象となりますが、制度について浸透していない部分もあることから、広く周知してまいります。</p> <p>また、今後は、公共施設の新設・改修の機会を捉え、ユニバーサルシート設置施設の拡充に努めてまいります。</p>	原案どおり
10	<p>P52「分野2 地域生活支援」のところ</p> <p>高次脳機能障害、失語症の方を、早期に発見し、早期に対応していくことができる相談支援体制を整備していくこと、そしてその後の支援ができる体制を整備していくことを計画に記して下さい。</p>	<p>本計画においては、高次脳機能障害がいや失語症も含めた全ての障害がい者を対象とすることが前提となっております。</p> <p>そのため、相談支援体制の整備に関する記述についても、高次脳機能障害がいや失語症の方にも対応するものとして記載しております。</p>	原案どおり
11	<p>P62「分野3 就労支援」のところ</p> <p>高次脳機能障害、失語症など、中途障害の方への就労支援について、施策を計画に記して下さい。</p>	<p>本計画においては、高次脳機能障害がいや失語症も含めた全ての障害がい者を対象とすることが前提となっております。</p> <p>そのため、就労支援に関する記述についても、高次脳機能障害がいや失語症など、中途障害の方にも対応するものとして記載しております。</p>	原案どおり

12	<p>P65「分野4 保健・医療」の ところ</p> <p>「高次脳機能障がいピアカウンセ リング事業の推進」については、久喜 市が実施主体の事業として位置づけ ていただくと嬉しく存じます。</p> <p>そして、高次脳機能障害として、早 期に診断してもらえる環境の整備に ついて施策を記して下さい。</p> <p>「③福祉・保健・医療の連携促進」 だけでなく、介護保険サービスとの 連携についても加えて下さい。</p>	<p>「高次脳機能障がいピアカウ ンセリング事業の推進」については、 埼玉県の実業として位置付けてお ります。</p> <p>また、本計画においては、高次 脳機能障がいも含めた全ての障が い者を対象とすることが前提とな っており、障がいの有無にかかわ らず全ての方に、生涯を通じて必 要な保健・医療のサービスを提供 する体制の整備・充実を図ること について記載しております。</p> <p>なお、介護保険につきましては、 P3に「久喜市高齢者福祉計画・第 8期介護保険事業計画」との調 整・連携を掲載しております。</p>	原案どおり
13	<p>P70「分野5 教育・保育」の ところ</p> <p>子どもの高次脳機能障害についての 施策も位置づけて下さい。</p>	<p>子どもの高次脳機能障がいであ っても、基本的には障がい児支援 の一環として対応していくものと 考えております。</p> <p>そのため、子どもの高次脳機能 障がいに特化した施策について改 めて記載はしないものとしており ます。</p>	原案どおり
14	<p>P75「分野7 生活環境」の ところ</p> <p>「④交通バリアフリー化の推進」、 「交通バリアフリーに関する障がい 者のニーズの把握」などで、高次脳 機能障害の方のニーズも把握し、バ リアフリー環境の整備をしていつて 下さい。</p>	<p>交通バリアフリーに関するニー ズについても、基本的には高次脳 機能障がいの方のご意見にも対応 するものと考えておりますが、バ リアフリー環境の整備にあたって は、高次脳機能障がいの方に特有 のニーズにも反映できるよう、次 回以降の計画にて把握に努めてま いります。</p>	原案どおり
15	<p>P82「分野9 情報バリアフリー」 のところ</p> <p>将来、失語症向け意思疎通支援者派 遣事業を実施するための準備とし て、例えば、当事者や関係機関に聞 き取りを行うなど実態やニーズの把 握について検討していくなど、何ら かの事業を展開していくことを記し て下さい。また、「障害者入院時コミ</p>	<p>本計画においては、失語症者も 含めた全ての障がい者を対象とす ることが前提となっております。</p> <p>失語症や高次脳機能障がいを含 む多様な障がいの特性にも対応す る意思疎通支援事業の実施につい ては、ニーズ把握も含め、今後の 検討課題とさせていただきます。</p>	原案どおり

	<p>コミュニケーション支援事業」など、先駆的な市町村で実施している例などを参考に、高次脳機能障害を含む多様な障害の特性に応じて、その方とのコミュニケーションに慣れている事業者の方による意思疎通支援などを行えるよう、事業の具体化に向けた施策を記して下さい。</p>		
16	<p>P88「1 成果目標・活動指標」のところ</p> <p>障害福祉計画のところに、高次脳機能障害者への支援について施策を記して下さい。</p>	<p>本計画においては、高次脳機能障害のある方も含めた全ての障がい者を対象とすることが前提であり、本市において取り組む「障がいのある方に対応した地域包括ケアシステム」は、高次脳機能障害のある方も包含することを明記しております。</p> <p>そのため、同章中にある「障がいのある方に対応した地域包括ケアシステムの構築に関する施策」についても、高次脳機能障害の方にも対応するものとして、実績値や目標値、活動指標を記載しております。</p>	原案どおり
17	<p>P88「1 成果目標・活動指標」のところ</p> <p>障害児福祉計画のところに、子どもの高次脳機能障害への支援施策を記して下さい。</p>	<p>子どもの高次脳機能障害であっても、基本的には障がい児支援の一環として対応していくものと考えております。そのため、同章中にある障がい児支援に関する項目の記載で対応しているものと考えております。</p> <p>なお、子どもの高次脳機能障害は、とりわけ早期発見・早期対応が必要であるとも考えられていることから、高次脳機能障害に関する正しい知識や理解を周知するため、広報くきや市ホームページなどでの周知・啓発に努めることを明記しております。</p>	原案どおり
18	<p>P103「①生活介護」 P106「⑩短期入所(福祉型)」⑪短期入所(医療型)」 P107「②共同生活援助(グループホーム)」のところ</p>	<p>国基本指針では、「該当利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有するもの、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを</p>	<p>「①生活介護」 「⑩短期入所(福祉型)」⑪短期入所(医療型)」②共同生活援助(グ</p>

	<p>国の基本指針に示されているように、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みも記して下さい。</p>	<p>設定することが望ましい。」とされておりますが、埼玉県の回答では「国基本指針で求められているのは「重度障害者の利用者数」であるため、一括でも問題ないと考えます。」となっていることから、「①生活介護」「⑩短期入所（福祉型）」「⑪短期入所（医療型）」「②共同生活援助（グループホーム）」において、重度障がい者の利用者数の見込みを追加します。</p>	<p>ループホーム）」に重度障がい者の利用者数の見込みを記載しました。</p>
19	<p>P116「⑥意思疎通支援事業」のころ</p> <p>「言語機能、音声機能等の障がいの」という表現だけでなく、「失語症」という言葉も何らかの形で記すとともに、将来、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を実施するための準備として、例えば、当事者や関係機関に聞き取りを行うなど実態やニーズの把握について検討していくなど、何らかの事業を展開していくことを記して下さい。</p>	<p>「失語症」につきましては「言語機能、音声機能等の障がい」に含まれることから、改めて記載はしておりません。</p> <p>15 の意見に対する本市の考え方にも記載しました通り、失語症者にも対応する意思疎通支援事業の実施については、ニーズ把握も含め、今後の検討課題とさせていただきます。</p>	<p>原案どおり</p>

【問い合わせ】

障がい者福祉課 障がい者福祉係

電話 0480-22-1111 内線 3243

shogai.fukushi@city.kuki.lg.jp